

穩に、かつ、公然と占有しており、昭和52年5月31日の経過をもって、民法第162条第1項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

所在	地目	地積	登記名義人
伊賀市上神戸字白地29番	学校用地	62 m ²	■■■■■